

あま市国民健康保険に加入中の方へ

出産予定の方、または出産した方の 保険税免除制度が始まります！

免除の対象となる方

令和5年11月1日以降に出産予定のある、または出産した
国民健康保険の被保険者（以下「出産被保険者」とします。）

※ 出産は、妊娠85日（4か月）以上の分娩（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。）を
いいます。

免除される国民健康保険税

出産被保険者に係る、産前産後期間分の所得割及び均等割

【産前産後期間】

- 単胎妊娠の場合 … 出産予定日が属する月（以下「出産予定月」とします。）の前月から翌々月までの期間
- 多胎妊娠の場合 … 出産予定月の前3月から翌々月までの期間

	前3月	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月	
単胎妊娠			免除	免除	免除	免除	⇒ 4か月分
多胎妊娠	免除	免除	免除	免除	免除	免除	⇒ 6か月分

※ 出産後に届出があった場合は、出産した日を用いて産前産後期間を決定します。

※ 令和5年12月以前は、産前産後期間に含みません。

免除を受けるには

出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後の届出も可能です。出産予定日がわかるもの（母子健康手帳等）をご用意の
うえ、あま市役所保険医療課で手続きをしてください。

問い合わせ先

あま市役所保険医療課 国保年金係

TEL：052-444-3168

市公式ウェブサイトもご覧ください。 ⇒

